

財形住宅預金

(令和8年1月16日現在適用中)

1. 商品名	財形住宅預金
2. 対象	当行と財形貯蓄契約をしている企業の従業員の方で、契約時の年齢が満55歳未満の方 ※他金融機関を含めお一人さま1契約となります。
3. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 積立期間	(1)給与・賞与からの天引き (2)1口1円以上 (3)1円単位 (4)5年以上 ※年1回以上定期的に預入
4. 預金の種類	毎回の積立は自動継続期日指定定期預金（最長預入期間3年）で預入されます。
5. 払戻方法	(1)契約者本人名義の住宅の取得(新築・購入・増改築)等を目的として支払します。 支払要件の確認項目があります。詳しくは、営業店にお問い合わせください。 (2)住宅の取得以外の払戻の場合、課税扱いでの全額解約となります。 既に非課税として支払われた利息についても支払日より5年間かかるのぼって源泉徴収されます。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 課税方法	(1)預入時または継続時における店頭表示の期日指定定期預金の利率を適用します。 (2)継続時に元金と利息を合わせて継続します。 払い戻しの際に元金とともに支払います。 (3)付利単位は1円とし、1年を365日とする日割計算 (4)財形年金預金と合わせて元本550万円（元加利息含む）までは非課税となります。 ※ただし、非課税限度額を超過した場合、または積立の中止が2年を超えた場合には、その後に支払われる利息に対して20.315%（国税15.315%、地方税5%）が源泉徴収されます。
7. 中途解約時の取扱い	中途解約する場合は、当行期日指定定期預金の中途解約利率が適用されます。
8. 金利情報の入手方法	窓口でお問い合わせくださいか、ホームページをご覧ください。
9. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> お申込みは勤務先（事業主）経由となります。 本商品は預金保険の対象であり、合算して元本1,000万円までとその利息等の範囲内で保護されます。 満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算します。
相談・苦情等受付窓口 足利銀行お客様相談室 028-622-0111	当行が契約している指定紛争解決機関 一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 0570-017109または03-5252-3772